

## 平成29年度 第1回吹田市建築審査会議事録

開催日時 平成29年4月26日(水)午後2時15分

開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席委員 稲田会長 志摩会長代理 井川委員 河野委員 野村委員  
(議案第1号については、稲田会長回避)

事務局 定刻になりましたので、審査会を開催いたします。議事次第に従いまして、進めてまいりたいと思います。会長が決まりますまで、事務局で進行させていただきます。まず、建築基準法第81条第1項の規定により会長、同条第3項の規定により職務代理者を、委員の互選により選任することとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員 稲田委員を会長として推薦したいと思います。

事務局 稲田委員という声がございますが、いかがでしょうか。

委員 異議なし。

事務局 それでは、会長を稲田委員にお願いしたいと思います。一言お願いいたします。

会長 若輩ではございますが会長を務めさせていただきます。

建築審査会の議論については多角的、専門的な観点が重要になるため、皆様のお力が必要となります。ご協力をお願い申し上げます。

事務局 これより議事の進行を稲田会長にお願いいたします。

会長 よろしく申し上げます。

会長 さっそくですが、建築基準法第81条第3項の規定により、会長代理を互選したいと思います。

自薦、他薦問わずどなたかいらっしゃいますか。

委員 志摩委員を会長代理として推薦したいと思いますがいかがでしょうか。

委員 異議なし。

会長 異議がないようですので、志摩委員に会長代理をお願いいたします。一言お願いいたします。

会長代理 微力ではありますがお役にたてるようご協力させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

会長 本日の議事録の署名は、河野委員、野村委員に申し上げます。

会長 第1号議案の審議に移りたいところですが、第1号議案については、法第82条に基づき、審議回避を願い出ます。従いまして、この議案についての進行を会長代理にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 異議なし。

会長 それでは、第1号議案の議事の進行を会長代理に申し上げます。

会長代理 議事を引き継ぐことといたします。事務局は回避について議事録に記録し、定

数確認をお願いします。

事務局 7名中4名の出席となるため、会議は成立しております。

会長代理 それでは、事務局の方より、第1号議案の説明をお願いします。

第1号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 自動車車庫

該当適用条文 建築基準法第48条第4項ただし書き

会長代理 ただ今の事務局の説明についてのご質問、ご意見ございますか。

委員 既存の自動車車庫についてはどのくらいの面積を有しているのですか。

事務局 既存の自動車車庫については約13,000㎡で、今回申請分の自動車車庫の面積が約4,000㎡で合わせて約17,000㎡の自動車車庫を有することになります。

委員 申請部分の自動車車庫は病院の患者用のものですか。

事務局 患者、職員が利用する自動車車庫です。現状は患者用170台、職員用15台の合計185台分の平面駐車場スペースであります。立体駐車場の完成により、患者用215台、職員用21台の駐車スペースを確保できるようになります。また、平面駐車場スペースとして残す、患者用12台、職員用54台、計66台分を加えると、合計で302台の駐車スペースを確保できることとなり、現状から117台の増加となります。

委員 駐車場スペースへの入口としては大学西門付近が入口になるという認識でよろしいですか。

事務局 その通りでございます。

委員 申請建築物から近隣住宅までの距離はどのくらい離れていますか。

事務局 近いところでも約80m離れております。

委員 工事期間としてはどの程度で予定されていますか。

事務局 平成29年9月1日から平成30年3月31日までの約半年間です。

委員 工事期間の代替駐車場についての考えはお持ちですか。

事務局 万博公園内のスペースを一部借りて駐車スペースを確保すると聞いております。

委員 申請の立体駐車場の規模が確定した理由はありますか。

事務局 1日900人の外来患者により周辺道路が込み合う状況と、大学側の判断をもとに規模が決められたと認識しております。

委員 申請建築物である自動車車庫の規模だけでなく、危険物の貯蔵量についても建築できる限度を超えているという認識でよろしいですか。

事務局 その通りでございます。危険物の貯蔵量についても第二種中高層住居専用地域の制限を超えているため、申請地では駐車場の規模及び危険物の貯蔵量について許可しております。

会長代理 他にご質問はございませんか。ないようですので、議案第1号について同意するものといたします。

会長 つづきまして事務局の方より、第2号議案の説明をお願いします。

第2号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 一戸建ての住宅

該当適用条文 建築基準法第43条第1項ただし書

会長 ただ今の事務局の説明についてのご質問、ご意見ございますか。

委員 申請地前面の空地については北側道路まで通り抜けが出来る形態になっているのでしょうか。

事務局 現況は通り抜けが出来る空地形態となっておりますが、申請については法第42条道路からの延長35m以内の行き止まりの空地として法第43条ただし書きの許可を申請しています。通り抜けの空地としての申請であっても許可条件は同じとなります。

委員 新築計画について駐車スペースは確保出来ていますか。

事務局 申請建築物東側にスペースを設けており、駐車は可能と見受けられます。

会長 他にご質問はございませんか。ないようですので、議案第2号について同意するものといたします。

それでは事務局より報告事項をお願いします。

事務局

報告事項 法第43条第1項ただし書き許可 2件

事務局 次回は5月30日（火）午前10時から特別会議室で開催を予定しています。

会長 それでは以上をもちまして第1回建築審査会を終了いたします。本日はありがとうございました。